



都市環境

まちづくりの基本的方向

- 1 水と緑の資源を活かしたまちを育みます
- 2 地域の特性にあわせた景観を育みます
- 3 環境に優しく安心して生活できるまちを育みます

1 水と緑の資源を活かしたまちを育みます

<現状・課題>

- ・多摩丘陵の斜面緑地は、多様な動植物の生息・生育空間であるとともに、市民が自然とふれあうことのできる地域に残された貴重な場所であり、また、都市気象の緩和など、多面的な機能を有しています。さらに、市街地からの、緑の景観も大切な要素であることから、この貴重な自然環境を次世代に継承していくことが求められています。
- ・宮前区は、斜面緑地や農地等の自然環境が多く残る区ですが、一方で、宅地化の進行により、斜面緑地や農地が減少しています。良好な斜面緑地や優良な農地を活かしたまちづくりが求められています。
- ・区内を流れる平瀬川、平瀬川支川、矢上川、有馬川の4河川は、かつては市民の生活に密着した存在でしたが、徐々に市民の日常生活から遠い存在になりつつあります。河川は治水安全性の確保とともに、市民生活にやすらぎを与える貴重な自然空間であり、市民にとって安全で快適な河川環境整備が求められています。
- ・宮前区には、街区公園が数多く点在していますが、地域のニーズに応じた公園整備が課題となっています。

(1) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資するよう避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。

(2) 自然とふれあえる緑の拠点整備

良好な斜面緑地の保全

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・開発が行われる場合には、事業者に対して、計画の構想段階から情報を提示し、緑の保全と緑化の推進への協力を求めていくとともに、開発対象箇所の自然環境の保全・回復に向けた配慮を要請する制度の運用により、緑地の保全・回復・創出を指導します。

大規模公園・緑地の保全・整備

- ・区民が自然とふれあえる緑の拠点として、生田緑地や菅生緑地等の大規模公園・緑地の保全・整備を市民協働により進めます。
- ・菅生緑地では、里山の自然環境の保全・整備の取組が、市民協働により「市民健康の森」の取組として行われており、このような地域の貴重な自然を守り育てる市民の活動を支援します。

生活に身近な公園整備

- ・街区公園等の身近な公園の整備にあたっては、住民参加の取組により地域の特性を活かしながら、質的な充実に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。

(3) 市民協働による街なかの緑化推進

- ・大規模な土地利用転換等にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・人の集まる駅前広場や街かどのオープンスペース、主要な道路の植栽帯、庁舎、遊休地となっている公共事業予定地などに、植樹帯や花壇、フラワーポット等を設置して、草花を植え、彩り豊かな花の街かど景観を創出する市民の主体的な活動を支援します。
- ・鷺沼駅周辺地区は「緑化推進重点地区」の候補地として、市民や事業者との協働により、緑化計画を策定し、緑化推進に努めます。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(4) 住宅地と農地が調和したまちづくり

優良な農地の保全

- ・農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。

- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組みます。
- ・農産物の直売所の設置等による地産地消の仕組みづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農家の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。
- ・安全・安心な環境保全型農業の推進や地産地消の仕組みの確立、さらに、「農」のある風景の保全等の農業振興施策と連携し、都市農地活用アドバイザー制度等を活用して、農家地権者や住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

宅地化される農地の計画的な土地利用

- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの策定や地権者による土地区画整理事業を支援します。

(5) 水に親しめる河川づくり

- ・河川は、治水上の機能に加え、動植物が生息する水と緑の空間、市民に潤いとやすらぎをもたらすオープンスペース、沿川地域と一体となった都市景観の形成、震災時における避難路、延焼遮断帯等の防災機能といった多様な役割を果たしていることから、治水安全度の向上と、自然生態系の保全と回復とのバランスの取れた河川整備をめざします。
- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備や、河川や水路に隣接する道路等の緑化に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・平瀬川支川は、生き物などに優しい多自然型工法を採用した親水護岸整備を進め、流域のまちづくりと一体となった整備をめざします。
- ・鶴見川水系の矢上川、有馬川は、流域の健全な水循環系の回復をテーマとした「鶴見川流域水マスタープラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努めます。

(6) 水と緑のネットワーク形成

- ・菅生緑地を始めとして、大規模公園等の「緑の拠点」を核に、街なかの生産緑地、社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などをつなぐことにより、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組や湧水地の整備に努めます。

2 地域の特性にあわせた景観を育みます

< 現状・課題 >

- ・宮前区は、田園都市線の駅を中心として形成された商業・業務地域やその周りを取り囲む住宅地域、農地や緑地が多く残る丘陵部の住宅地域、河川流域の地域など、様々な特色を持つ地域で構成されています。
- ・東急田園都市線の各駅周辺や東名川崎インターチェンジ周辺は、多くの人々が往来する宮前区の玄関といえます。宮前区の玄関としてふさわしい景観づくりが求められています。
- ・「宮前」という区名の由来である馬絹村宮ノ前（現：宮前区馬絹）に鎮座する馬絹神社など多くの社寺等の郷土遺跡が、古くから農村集落が形成されていた河川沿いの地域を中心に立地しており、宮前区の歴史的な成り立ちを今に伝えています。
- ・これら宮前区の特長や資源を活かした景観を創出していくことが必要です。

(1) 宮前区の玄関としての景観形成

- ・東急田園都市線の各駅周辺では、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生活拠点にふさわしい調和の取れた街なみ景観の形成をめざします。
- ・東名川崎インターチェンジ周辺地区では、尻手黒川道路の緑化や屋外広告物の適切な管理に努めるとともに、街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、宮前区の玄関としてふさわしい、良好な街なみ景観の形成をめざします。
- ・駅周辺の景観や交通環境の改善に向けて、住民と共に、総合的な自転車駐輪対策を進めます。

(2) 連なりのある沿道景観の形成

- ・沿道商業施設の立地がみられる幹線道路沿道地域では、屋外広告物の適切な管理に努めるとともに、街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、連なりのある良好な沿道景観の形成をめざします。
- ・快適に買物ができる商店街を形成し、潤いのある歩行空間を創出するために、住民との協働により、放置自転車問題に取り組み、快適な歩行空間の確保に努めます。

(3) 緑地・農地と調和したゆとりのある住宅地景観の形成

- ・住宅と緑地や農地が混在する地域においては、日常生活の中で農とふれあうことができる生活空間を確保するため、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、緑地や農地と調和した住宅地の景観形成に努めます。
- ・ブロック塀の生け垣化や住宅地内の民有地緑化を促進し、緑豊かなゆとりのある住宅地の景観形成をめざします。

(4) 河川を意識させる住宅地景観の形成

- ・河川改修の際には、河川の自然空間を活かした水辺に親しめる空間づくりに努めるとともに、河川沿いにある住宅地の街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、河川を身近に感じることのできる街なみ景観の形成をめざします。

(5) 歴史・文化資源を活かした街なみづくり

- ・宮前区は、縄文時代の初期から農村地域としての営みが行われてきており、河川流域の社寺等

や大山街道沿道の歴史資源等、歴史的な雰囲気を感じさせる地域資源が多く存在していることから、これらの地域資源を活かした街なみづくりをめざします。

- ・宮前区の玄関としてふさわしい、鉄道駅や東名インターチェンジ周辺の良好な街なみ景観を形成するため、地域の歴史・文化資源を活かした、街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

3 環境に優しく安心して生活できるまちを育みます

<現状・課題>

- ・まちは、健康な人も、障害のある人も、大人も子どもも、高齢者も若者も、また性別に関係なく、誰もが安心して生活できることが重要です。宮前区においても、まちの様々なバリアや、幹線道路沿道における騒音・排気ガスや河川の水質汚濁等の諸問題を解消し、安全で快適な都市環境を確保することが求められています。

(1) 誰もが安心して生活できる都市環境の整備

- ・高齢化が進むにつれ、高齢者世帯の増加が予想されることから、高齢者世帯の適切な住宅確保を容易にするために、高齢者世帯の住み替えやバリアフリー化の相談等、ソフト的な支援を行います。
- ・住宅のバリアフリー化を支援するとともに、まちのバリアフリー化を促進し、少子高齢社会に対応した都市環境の形成をめざします。

(2) 都市の安全、快適な環境づくりをめざした下水道の整備

- ・安全で快適な都市環境を実現するために、浸水防止や水洗化による生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図る下水道施設の早期完成をめざします。汚水整備については、市街化区域全域の整備を図り、雨水整備については、計画対象降雨5年確率（時間雨量 52mm）を10年確率（時間雨量 58mm）に引き上げることを目標に進めます。
- ・老朽下水管の再整備や維持管理を進めます。

(3) 自動車公害対策の推進

- ・自動車の排出ガスの低減や低公害車の普及、自動車利用の抑制などを推進し、自動車公害の防止に努めます。

(4) 市民の快適な生活環境の創造

- ・産業公害や都市生活型公害の防止を図るために、用途地域等の地域地区の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による環境影響への配慮に努めます。
- ・大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、有害物質等による土壌汚染対策の事業者等の適切な取組を指導します。
- ・一定規模以上の建築物等の建築にあたっては、大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染等の公害を防止するため、環境に配慮した適切な土地利用や施設整備を誘導します。
- ・土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・事業所等からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、

事業者等の適切な取組を指導します。

(5) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・地球環境問題への対応を考慮し、資源・エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生・排出抑制、再利用・再生利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境負荷が少なく、循環的な社会システムの構築をめざした都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備を進めます。
- ・公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等の導入に努めるとともに、民間における新エネルギーの普及・促進を進めます。